１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の５の６第９項第１号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の７第６項第１号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

３．「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

（２）生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率（%）	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
					合計		

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

３．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

４．「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和３年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和６年国土交通省告示第289号）第４号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

（３）需要開拓商品生産設備の内容

	種類	設備等の名称	需要開拓商品の名称	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
				合計		

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．「種類」は、税務上の種類として、機械及び装置を記載すること。

３．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和３年経済産業省令第67号）に規定する商品の中から選択して記載すること。

４．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

（４）需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売計画

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

（注）

１．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施初年度から起算して５事業年度分を記載すること。

３．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。

４．需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
・燃料電池：キロワット
・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

別表２－４（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３（事業適応の実施時期）